

第 号議案

富良野市住宅改修等促進助成条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、住宅取得、改修工事及び耐震改修工事（以下「住宅改修等」という。）に係る費用の一部を助成することにより住宅改修等を促進し、居住環境の向上、多世代の同居による高年齢者から子育て世代までの生活環境の向上、定住の促進、地域経済の活性化及び消費喚起並びに市民の地震に対する不安の解消と人的及び物的な被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 子 配偶者（事実上の婚姻関係を含む。以下同じ。）と同居する者若しくは義務教育修了前の者（子又は子の配偶者が妊娠中で、出生後同居する予定の場合を含む。以下同じ。）を養育し、かつ、同居する者又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条の規定に基づく高等学校等に在学する者と同居する者</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 前項第1号の住宅取得において、次に掲げる事由に該当する場合は、上限額に当該</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、住宅取得、改修工事及び耐震改修工事（以下「住宅改修等」という。）に係る費用の一部を助成することにより住宅改修等を促進し、居住環境の向上、多世代の同居による生活環境の向上、定住の促進、地域経済の活性化及び消費喚起並びに市民の地震に対する不安の解消と人的及び物的な被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 子 配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）と同居する者又は義務教育修了前の者を養育し、かつ、同居する者</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 前項第1号の住宅取得において、次に掲げる事由に該当する場合は、上限額に当該</p>

改正後	改正前
<p>各号に定める額を加算する。</p> <p>(1) 子が養育し、かつ、子と同居する義務教育修了前の者又は子と同居する高等学校等に在学する者がいる場合 20万円</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 第1項第2号の住宅取得において、前項第1号に該当する者がいる場合は、上限額に20万円を加算する。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>各号に定める額を加算する。</p> <p>(1) 子が養育し、かつ、子と同居する義務教育修了前の者(子が妊娠中で、出生後は子と同居する予定の場合を含む。以下同じ。)がいる場合 20万円</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 第1項第2号の住宅取得において、子が養育し、かつ、子と同居する義務教育修了前の者がいる場合は、上限額に20万円を加算する。</p> <p>4・5 (略)</p>

[提出理由]